

## 高等部学部懇談会

日時 令和4年4月22日(土) 9:00~9:40  
場所 本校体育館

学習参観、PTA総会、後援会総会が開かれた機会に、短い時間でしたが、高等部学部懇談会を行いました。進路指導部では、情報提供をしました。以下は、その内容です。

「令和5年度進路指導計画」と「卒業後のよりよい社会生活を送るためにご家庭で協力して頂きたいこと」「卒業後の進路先」

### ○「令和5年度進路指導計画について」

- ・現時点では、計画の通り行う予定

### ○「就業体験について」

就業体験期間は、高等部3年生は6/12(月)~6/30(金)の15日間、高等部2年生は、6/12(月)~6/23(金)、11/6(月)~11/17(金)それぞれ10日間、1年生は11/6(月)~11/10(金)の5日間予定している。

- ・就業体験先は、本人、保護者の方の希望、居住地から通いやすいところなどを考慮し、就業体験受け入れ可能な事業所を開拓している。事業所が平日に休業の場合は、学校に登校し、作業学習などを行い、校内就業体験という形をとっている。
- ・1, 2年生の就業体験では、いろいろな業種を体験し、働くための態度や姿勢、本人の適性などを事業所から評価してもらう。
- ・3年生は、1, 2年次の体験を踏まえて、就労を前提とした体験になる。事業所からの評価によっては、9月以降に見極めの就業体験を実施することもある。

### ○「生活体験について」

- ・3年生は、6/12(月)~6/30(金)の期間、2年生は11/6(月)~11/17(金)の期間に、1~3か所、それぞれ1~3日間程度実施している。放課後等デイサービスで普段から利用している事業所でも、食事や日中活動の様子、支援方法などを共通理解するために、希望があれば実施している。

### ○「就労に関する進路研修会」

- ・中小企業家同友会主催の企業見学・体験、富山労働局主催の特別支援学校就労支援セミナーが予定されている。参加は任意だが、社会自立、職業自立に向けた研修会である。日時が近くなれば、案内プリントを配布する。

### ○「アフターケアについて」

- ・卒業後、3年間は卒業生のアフターケアを行っている。前年度卒業生については、電話での状況確認や事業所への訪問、卒業2年目、3年目の生徒については、電話での状況確認を行い、場合によっては、訪問して支援している。また、富山障害者就業・生活支援センターなどの関係機関とも連携している。

○「卒業後のよりよい社会生活のためにご家庭で協力して頂きたいことについて」

- ・学校では、ワークトレーニングや作業学習、専門教科を中心に、社会自立、職業自立の意識を高める取組を授業で進めているが、就労を意識した、働くための準備として家庭でも実践していただきたいことを、以下に5点挙げる。

① 基本的な生活習慣の確立

「身の回りの自立、自分のことは自分です」ということ。着替えや身だしなみを整えること、洗顔、歯磨きなどは、多少時間がかかっても本人が一人でできることで、自発性が生まれ、生活リズムの形成にもなる。朝起きてから、家を出るまでの時間を十分にとって、本人のペースを尊重しながら根気よく繰り返すことが大切である。

② 家事へ参加し、家庭での役割を果たすこと

家庭での役割を決め、最初から最後までやり遂げる。はじめは、完全にできなくても、「手伝ってくれて助かった」「ありがとう」という言葉を伝えることで、生徒は役割を果たそうとし、達成感、責任感、持続力を養うことになる。

③ 働くことに耐えることのできる体力作り

事業所からは、「体力はありますか」「立ち仕事はできますか」とよく聞かれる。3食をきちんと食べ、睡眠、適度な運動を心掛け、規則正しい生活を送ることは、健康管理には不可欠である。休まないで通勤することは、企業が求める人物像の大前提である。

④ 「待つこと」や「がまんする」ことを学ぶ機会を作ること

事業所には、一定のルールや約束事を守らなければ、就労することはできない。駄々をこねたり、大声を出したり、自分勝手なやり方で物事に取り組んだりすることは、一緒に働いている周りの人に迷惑を掛けることになる。自分の感情をコントロールする機会を日常の中で作るよう心掛ける。

⑤ 言葉で表現すること、コミュニケーションをとること

挨拶、返事、報告、連絡、相談は、日常生活で行っていれば、意識しなくても自然とできることである。事業所の方からは、「挨拶ができない」「返事ができない」「分からなくても“はい”と返事をする」「分からないことを質問せず、自分勝手な判断で行動する」といった苦情を聞くことがある。普段から会話を通して、それぞれの思いや考えを聞くとともに、場に応じた言葉遣いで話したり、自分の気持ちを伝えたりする機会をもつようにする。

以上5点については、学校でも教育活動全体を通じて、意識して指導しているが、ご家庭の協力も必要である。生徒一人一人が、よりよい進路選択をできるよう支援していきたいと考えている。

## ○「卒業後の進路先」

高等部卒業後の進路は、進学、一般就労、福祉就労、生活介護等事業所利用、入所施設利用、その他がある。本校の主な進路である一般就労、福祉就労、生活介護等事業所利用について説明する。

### <一般就労>

一般枠、障害者枠（障害者雇用）、家業・自営業などがある。障害者枠では障害者手帳が必要となり、職場が求める「一定の水準の能力」が必要である。

### <福祉就労>

就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所がある。どれも、障害者手帳が必要である。

就労継続支援A型事業所への就労では、ハローワークに求職登録を行い、ハローワークを通して、事業所と雇用契約を結ぶ。最低賃金が保証されるが、給与に見合った働きが求められる。

就労継続支援B型事業所では、雇用契約を結ばず、就労の機会の提供と就労に必要な訓練を行う。利用者が支援を受けながら働く「非雇用型」の就労である。単純な作業内容が多いが工賃は低い。

就労移行支援事業所では、一定期間（2年間）内で、就労に必要な訓練を行う。賃金はもらえない。また、自己負担もある。一般企業等で就労が可能であると見込まれる人が利用するとよい。

### <生活介護等事業所利用>

食事、排せつなど日常生活面での支援が必要な方が利用している。通所での利用が多い。

福祉就労、生活介護等事業所利用、入所施設利用は、福祉サービスの利用となることから、受給者証やサービス等利用計画の作成が必要となる。市町村の担当課（障害福祉課等）に相談してほしい。